

個別避難計画 相談窓口設置

【場所】

彦島公民館5階 研修室



- ① 令和7年12月19日(金)
- ② // 12月20日(土)
- ③ // 12月21日(日)
- ④ // 12月23日(火)
- ⑤ // 12月24日(水)

午前9時～午後4時まで

(12月22日(月)は公民館が閉館のため、窓口は設置しません)

【問い合わせ先】

下関市総務部 防災危機管理課

(TEL) 083-231-9333

(FAX) 083-231-9966

個別避難計画とは？

個別避難計画とは、災害時等に避難支援を必要とするお一人おひとりについて、誰が手助けし、どこに、どんな方法で避難するか等、自宅内での避難も含めてあらかじめ決めておく個別の計画です。日頃からご本人や家族、避難を支援する人、行政等で情報共有しておくことで、スムーズな避難や安否確認につながります。

避難行動支援の手続きの流れは？

本人の
意向確認



避難行動要支援対象者の方へ、名簿情報の提供や個別避難計画の作成に関する意向届出書を送付します。ご本人の状況に合わせてご記入いただき、市へご返送ください。



下関市での
情報整理



市では、行政の持つ情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成しています。ご返送いただいたご本人の意向届出書に基づき、情報を整理します。



避難支援等
関係者への
名簿の提供



同意いただいた方の名簿情報を地域の避難支援等関係者へお渡しします。



個別避難計画
の作成・更新



同意いただいた方の個別避難計画を作成します。市は、必要に応じて地域の避難支援等関係者、福祉専門職等に作成の支援を依頼します。

* 個別避難計画の作成にあたっては、順次ご案内します。



個別避難計画
の共有



作成された個別避難計画は、ご本人や避難の手助けをする方、避難支援等関係者、行政などで共有します。



日頃からの
地域の取組



共有した避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、地域において、避難支援の体制づくり(防災訓練、平常時の見守り、災害時等の避難支援・安否確認等)に活用されます。

- * 避難支援等関係者には**秘密保持義務があります**ので、名簿は適正に管理され、地域の避難支援の体制づくり以外に使用されることはありません。
- * 避難支援等関係者は日頃から避難支援を心がけてくださる方ですが、**避難支援に対して責任を伴うものではなく、可能な範囲で支援をお願いするものです。**
- * **災害発生時等は災害対策基本法により同意の有無にかかわらず名簿を提供することがあります。**